

令和6年度前橋市鉛製給水管取替工事助成金交付要項

令和6年 4月 1日から適用

<p>取扱担当課                  前橋市水道局 水道整備課（水道局本庁舎1階）                  電話 027-898-3043（直通）                  027-234-5511（内線3043）                  電子メールアドレス                  sui-koumu@city.maebashi.gunma.jp</p>
--

この助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	鉛製給水管取替工事に対する費用の一部を助成することにより、鉛製給水管更新を促進し、漏水防止と水質保全に資する。
内容	<p>対象者</p> <p>この助成の対象となるのは、次の1～3のすべてに該当する者としてします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本市の給水区域内に給水装置を有するもので、当該給水装置の改造を行うもの。</li> <li>2 申請日において水道料金を滞納していないもの。</li> <li>3 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項のすべてに該当すること                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）でないこと。</li> <li>(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。</li> <li>(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。</li> <li>(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。</li> <li>(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</li> <li>(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持または運営に協力し、又は関与している者でないこと。</li> <li>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。</li> <li>(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。</li> </ol> </li> </ol>

	<p>交付の対象となる事業及び工事費の算出</p>	<p>助成の対象となる事業は次の1～3のいずれかに該当する工事とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 前橋市指定給水装置工事事業者を選定し、前橋市水道事業給水条例・施行規程に基づき施工する工事で、配水管から分岐して設けられた給水装置に使用されている全ての鉛管を、鉛管以外の指定された材質の給水管に取り替える工事</li> <li>2 交付決定を受け工事着手した後、取り替え予定箇所に鉛管が使用されていないことが判明した場合の土木工事</li> <li>3 その他公営企業管理者が必要と認めた工事</li> </ol> <p>但し、次のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共事業の工事に係る場合</li> <li>2 公共施設の工事に係る場合</li> </ol> <p>助成の対象となる工事費の算出</p> <p>鉛製給水管取替工事に該当する部分を対象とし、別に定める積算基準による（当該申請受付日の積算基準を適用）。</p>
<p>交付申請の 手続等</p>	<p>交付金額</p>	<p>工事費用の2分の1に相当する額（千円未満切捨て）。ただし1件につき15万円を上限とする。</p> <p>また、令和6年度水道事業会計予算に予算計上された範囲内の額とする。</p>
<p>交付申請の 手続等</p>	<p>交付条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施工にあたっては、前橋市指定給水装置工事事業者を選定し、前橋市水道事業給水条例・施行規程に基づき施工してください。</li> <li>2 鉛管のすべてを取り替えてください。</li> <li>3 助成事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</li> <li>4 助成に係る収入及び支出を明らかにした書類等を常備し、事業終了後1年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</li> <li>5 申請者は、助成金を交付申請した内容及び交付条件のほか、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）及び本要項を遵守し、事業を行わなければなりません。</li> </ol>
<p>交付申請の 方法、時期等</p>	<p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>対象工事の施行前に、次の書類により申請してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（完了届、請求も同じです）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交付申請書兼誓約書</li> <li>2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 助成金額積算明細書（<b>審査</b>・検査）</li> <li>(2) 給水装置工事明細書（<b>審査</b>・検査）写し</li> <li>(3) 給水装置工事申込書 写し</li> </ol> </li> </ol>
<p>交付決定の 時期等</p>	<p>交付決定の時期等</p>	<p>交付申請書類の審査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</p>

交付申請の手続等	請求の方法、支払時期等	<p>1 事業完了後30日以内または交付決定を受けた日の属する年度の3月1日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。</p> <p>(1) 工事完了届</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 施工前の鉛管配管状況及び撤去後の写真</p> <p>イ 助成金額積算明細書(審査・<b>検査</b>)</p> <p>ウ 給水装置工事明細書(審査・<b>検査</b>) 写し</p> <p>2 工事完了届及び添付書類の審査を行い受理した日から30日以内に、交付金額を確定し、通知します。</p> <p>3 上記を受け請求書を提出してください。</p> <p>4 請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>
	対象事業が変更、中止又は廃止となった場合の手続	<p>助成事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、変更等を行う前に、変更等承認申請書を提出し、承認の決定を受けなければなりません。</p>
	変更等承認決定の時期等	<p>変更等承認申請書を受理した日から30日以内に、承認の可否を決定し、通知します。</p>
	交付決定の取消し又は助成金の返還	<p>1 次の場合は、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、助成金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 助成金の交付を受けた後、助成金の交付決定を取り消された場合 取消しに係る部分の金額</p>
様式	申請書等の様式	<p>1 交付申請書兼誓約書(様式第1号)</p> <p>2 交付決定通知書(様式第2号)</p> <p>3 変更等承認申請書(様式第3号)</p> <p>4 変更等承認通知書(様式第4号)</p> <p>5 工事完了届(様式第5号)</p> <p>6 助成金額確定通知書(様式第6号)</p> <p>7 助成金交付請求書(様式第7号)</p> <p>8 助成金額積算明細書(様式第8号)</p>